

訪問看護サービス契約書

ハローケア訪問看護ステーション香芝

在宅サービス契約書

〈令和2年4月1日現在〉

お客様と医療法人社団ハートランド ハローケア訪問看護ステーション香芝（以下「ハローケア」とします。）は、お客様に対してハローケアが提供する在宅サービス（以下「サービス」とします。）について、次のとおり別紙へ記名及び押印のうえ契約（以下「本契約」とします。）を締結します。

第1条 （契約の目的）

ハローケアは、本契約に従い、お客様が可能な限りその居宅において、有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、サービスを提供するものとします。

第2条 （契約の有効期間）

- 本契約の有効期間は、契約締結日から半年間とします。
- 前項の有効期間満了日の7日前までに、お客様からハローケアに対して、書面による契約終了の申し出がない場合には、本契約はさらに同一の内容で自動更新されるものとし、その後も同様とします。

第3条 （サービス内容）

本契約にかかわるサービス内容は、介護保険法令等の関係法令に定めるサービス行為区分の中から、各種サービス計画に基づき、選択されたサービスを提供するものとします。サービス内容の詳細は、別紙重要事項説明書に定めるとおりとします。

第4条 （サービス内容の変更）

- ハローケアは、サービス利用当日、お客様の体調等の理由により予定されていたサービスを提供することができない場合には、お客様の同意を得た上でサービス内容を変更することができるものとします。
- 前項の場合には、お客様は変更後に提供されたサービスの利用料金をハローケアに支払うものとします。
- ハローケアは、お客様からのサービス利用の変更や追加の申し出に対して、サービス従事者の稼働状況によりお客様の希望する日時にサービスの提供ができない場合には、他の利用可能日時をご提案させていただきます。

第5条 （サービス利用料金）

- 本契約にかかわるサービス利用料金その他の費用及び交通費は、別紙重要事項説明書に記載のとおりとします。
- 公的介護保険の適用がある場合には、お客様はハローケアに対して、サービス利用料金から保険給付額を控除した金額（以下「利用者負担額」とします。）を支払うものとします。
- 公的介護保険の適用がない場合及び介護保険法令上償還払いとなる場合には、サービス利用料金の全額を、公的介護保険の適用がある場合において、給付限度額又は支給限度額を超えるサービスを提供した場合には、その限度額を超えた額を、お客様はハローケアに対して支払うものとします。また、公的介護保険の適用がない場合に限り、別途消費税をお客様にご負担頂きます。

4. 本契約の有効期間中、介護保険法その他関係法令の改正により、サービス利用料金又は、利用者負担額の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合、ハローケアは、法令改正後速やかにお客様に対し、改定の施行時期及び改定後の金額を通知します。

第6条 (キャンセル)

お客様は、事前にハローケアに連絡する事により、予定されたサービスの利用をキャンセルすることができます。但し、別紙重要事項説明書に定めるところによりキャンセル料金を申し受ける場合がございます。

第7条 (お客様による中途解約)

お客様は、本契約の有効期間中であっても、契約終了を希望する日の7日前（以下「予告期間」とします。）までに、ハローケアに書面にて通知することにより、いつでも本契約を解約することができます。但し、お客様の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合には、お客様は、予告期間内であっても、本契約を解約することができます。

第8条 (お客様による契約解除)

お客様は、ハローケアが以下の事由に該当する場合には、前条の規定にかかわらず、直ちに本契約を解除することができます。

- ① ハローケアがお客様又はそのご家族に対し、不法行為を行った場合。
- ② ハローケアが第15条守秘義務違反をした場合。
- ③ ハローケアが正当な理由なくサービスの提供を拒否した場合。
- ④ ハローケアが破産手続開始の申立、商法上の整理開始の申立、民事再生手続開始の申立又は、会社更生手続開始の申立し、又は申立を受けた場合。
- ⑤ 記各号の他、本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合。

第9条 (ハローケアによる中途解約)

1. ハローケアは、本契約に基づくサービスの提供を維持することが困難と判断すべき経営上又は事業所運営上やむを得ない事情が発生した場合には、お客様に対し、原則として1ヶ月前までに解約の理由等を記した書面をもって通知し、本契約を解約することができます。
2. ハローケアは、本契約を解約する場合においては、お客様の心身の状況及び希望等に応じて他の居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業者又は介護予防サービス事業者等を紹介するよう努めるものとします。

第10条 (ハローケアによる契約解除)

ハローケアは、お客様が以下の事由に該当する場合には、本契約を解除することができます。

1. お客様によるサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、1ヶ月以上の期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
2. お客様、そのご家族、又はその連帯保証人が、ハローケアまたはその従業員の生命、身体、財産若しくは信用を傷つけ、又はその可能性があるなど、本契約を継続し難い事情が認められる場合。
3. お客様、そのご家族、又はその連帯保証人と、ハローケアとの間の信頼関係に支障をきたし、その回復が困難であり、適切なサービスの提供を継続することができないと判断できる場合。

4. 第13条前段但し書きに定める事由に該当する場合。
5. 上記各号の他、サービスの提供を継続し難い重大な事情が認められる場合。

第11条 (サービスの停止)

お客様による本契約違反がある場合、ハローケアはお客様に通知することなくサービスを停止させる処置をとる事があります。

第12条 (契約の終了)

1. 本契約は、以下のいずれかの事由に該当する場合には、終了します。
 - ① 第2条第2項に定める本契約を終了させようとする意思表示があり、契約の有効期間が満了した場合。
 - ② 第7条に定めるお客様からの解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合。
 - ③ 第8条に定めるお客様からの契約解除の意思表示がなされた場合。
 - ④ 第9条第1項に定めるハローケアからの書面による解約の意思表示がなされた場合。
 - ⑤ 第10条に定めるハローケアからの契約解除の意思表示がなされた場合。
2. 以下の事由に該当する場合には、本契約は自動的に終了します。
 - ① お客様が死亡した場合。

第13条 (お客様の医療機関への入院または介護保険施設等への入所)

お客様が医療機関へ入院又は介護保険施設等へ入所された場合には、ハローケアは、お客様が退院又は退所された後にサービスの提供が再開できるよう努めるものとします。但し、入院又は入所期間等によっては、退院又は退所後のサービス提供が再開できず、本契約を解除する場合があります。

第14条 (守秘義務)

ハローケア及びその従業者は、サービスを提供する上で知り得たお客様及びそのご家族に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏らさないものとします。この守秘義務は、従業者退職後及び本契約終了後も同様とします。

第15条 (善管注意義務)

ハローケア及びその従業者は、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって業務を遂行するものとします。

第16条 (天災等不可抗力)

1. 本契約の有効期間中、地震、噴火その他天災等、ハローケアの責に帰すべからざる事由により、サービスを提供する事ができなくなった場合には、ハローケアは、お客様に対してサービスを提供すべき義務を負わないものとします。
2. 前項の場合においても、お客様は既に提供されたサービスについては、所定のサービス利用料金をハローケアに支払うものとします。

第17条 (ハローケアの損害賠償義務)

1. ハローケアは、サービスの提供に伴って、ハローケアの責に帰すべき事由によりお客様又は、そのご家族の生命、身体、財産、又は名誉に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償するものとします。
2. ハローケアは、以下の事由に該当する場合その他ハローケアの責に帰すべからざる事由により生じた損害については、損害賠償の責任を負わないものとします。
 - ① お客様又はそのご家族が、サービスの提供のため必要な事項に関する聴取及び確認に対して、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害

が発生した場合。

- ② お客様の身体の素因等による急激な体調の変化、その他ハローケアが提供したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
- ③ お客様又はそのご家族の金銭その他の財産が、ハローケアの責に帰すべからざる事由により紛失した場合。
- ④ サービス提供のため、お客様又はそのご家族の所有物品を通常の使用法により使用したにもかかわらず、当該物品が耐用年数の超過その他の理由により破損した場合。
- ⑤ 安全及び適正なサービスの提供を確保するため、ハローケア又はその従業員の指示、依頼に反して行ったお客様又はそのご家族の行為に起因して損害が発生した場合。

第18条 (お客様の損害賠償義務)

1. お客様及びそのご家族は、お客様又はそのご家族の責に帰すべき事由により、ハローケア又はその従業員の生命、身体、財産、又は信用に損害を及ぼした場合には、その損害賠償の責任を負うものとします。
2. お客様及びそのご家族は、家屋の内外を問わず、お客様又はそのご家族が飼われている犬、猫その他のペットが、ハローケアの従業員に危害を及ぼし又は負傷等をさせた場合には、本件に関する治療費を含む損害賠償の責任を負うものとします。

第19条 (連帯保証人)

連帯保証人は、本契約に基づいて生じるお客様の一切の債務について保証し、極度額30万円を上限として連帯して履行の責を負うものとします。また、ハローケアと共同してお客様の在宅生活の質の向上に努めるものとします。

第20条 (苦情解決)

お客様は、本契約に基づくサービスに関していつでも重要事項説明書に記載されている苦情相談窓口にて苦情を申し立てることができます。

第21条 (協議事項)

本契約に定めのない事項については、各種関係法令の趣旨を尊重して、お客様、そのご家族及びハローケアは、誠意をもって協議の上、その解決に努めるものとします。

第22条 (合意管轄)

お客様とハローケアは、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合には、ハローケアの法人所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とすることを予め合意するものとします。

在宅サービスの本契約を証するため、本書は2部作成し、お客様及びハローケア双方が記名及び押印のうえ、各1部を保管します。

契約締結日 令和 年 月 日

<お客様> 住所

氏名

⑩

<連帯保証人>住所

緊急連絡先

氏名

⑩

(お客様との続柄)

<事業者> 所在地 奈良県生駒郡三郷町勢野北4丁目13-1

法人名 医療法人社団 ハートランド

理事長 竹林 和彦

⑩

サービス提供事業所名 ハローケア訪問看護ステーション香芝